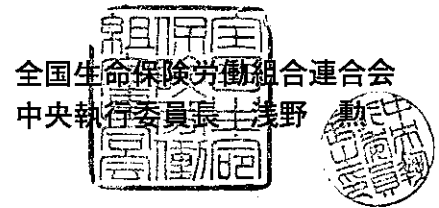


**【労働組合】 2件**

2000年10月27日

金融庁総務企画部企画課 御中



## 「金融商品の販売等に関する法律 施行令案」に関する意見

10月6日付にて、金融庁より「金融商品の販売等に関する法律」の施行令案が公表され、広く意見が求められております。金融審議会を中心とした、いわゆる「日本版金融サービス法」に関する論議につきまして、生保労連は生命保険産業に働く者の立場から、2次にわたる「中間整理」に対して意見表明を行う等、重大な関心を持ってその動向を注視してきました。

そこで、生保労連として、これまでの本件に対する取組みの経緯も踏まえ、本施行令案に対する意見を述べさせていただきます。

### ○「保険又は共済に係る契約」および「勧誘方針の策定を要しない者」について

「金融商品の販売等に関する法律」においては、「金融商品の販売」に該当する行為として「保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約又はこれに類するものとして政令で定める保険若しくは共済に係る契約の保険契約者又はこれに類する者との締結」が定められているが、本施行令案においては、「保険又は共済に係る契約」について、「簡易保険法の規定により締結される保険に係る契約」を本法律の適用対象外とする旨の考え方が示されている。

利用者保護等を目的として横断的ルールを制定するという、これまでの検討趣旨に照らせば、幅広く金融商品を本法律の適用対象とすべきであり、とりわけ簡易保険については対象外とすべきではない。

また、本施行令案においては、「勧誘方針の策定を要しない者」について、「法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする」旨の考え方が示されているが、将来的な郵政公社化を含め、簡易保険の事業主体を本法律の適用除外とすべきではない。

本法律の適用対象を定めるにあたっては、「誰が」商品・サービスを提供するのではなく、「何を」（あるいは「どのような」商品・サービスを）提供するかといった商品間の同質性に着目すべきであり、販売・勧誘行為自体に求められる適切さは、国が事業主体であるか否かによって何ら変わるものではない。従って、本法律の適用対象商品としても、勧誘方針の作成・公表義務を負う事業主体としても、簡易保険を含めるべきである。

以上

全国生命保険労働組合連合会（生保労連）  
〒113-0034 東京都文京区湯島 3-19-5  
Tel : 03-3837-2031

2000年10月26日

金融庁総務企画部企画課 御中

損害保険労働組合連合会

## 「金融商品の販売等に関する法律施行令案」についての意見

10月6日付で公表されました掲題施行令案についての意見を下記の通り申し上げます。

### 記

#### <意見>

「金融商品の販売等に関する法律」については、金融審議会にて論議・検討を重ねてこられた「日本版金融サービス法（仮称）」の立法化の第一段階であるとの認識にある。損保労連は、金融審議会第一部会「中間整理（第一次）」「中間整理（第二次）」におけるPCで「金融サービス法が金融機能面に着目した業態横断的な体系であるとともに、自己責任原則の下、業者のコンプライアンス体制の整備や自主規制団体のルール、業法レベルの法令、民事法制に係るルール等のさまざまな水準のルールと整合性の保たれたルール体制として早期に確立されることが必要である」「**金融商品の範囲について、特定の商品を除外することは消費者保護の観点から不適当であり、共済・郵貯・簡保などを含め、消費者の視点に立った金融商品とは何か、との観点から包括的に対象とすべきである**」と申し上げてきた経緯にある。本法律において、①郵貯・簡保といった特定の商品を対象外としていること、②国・地方公共団体等に勧誘の適正を欠くおそれがないという理由で勧誘方針の策定を義務付けていないこと、に強い問題意識を持っており、さらなる横断的法制の立法化を早急に進めていただきたい。

以上

#### 【お問い合わせ先】

千代田区神田東松下町27番地神田MSEビル4F

TEL:03(5295)0071

損害保険労働組合連合会

(担当)総合政策局長 藏田 順